

会長及び会長職務代理者の選任について

1 会長及び会長職務代理者に係る法令等の規定

- ・この度の委員改選に伴い、会長及び会長職務代理者を新たに選任する必要があります。
- ・会長及び会長職務代理者は、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、「公益を代表する委員」の中から選挙することになっています。

【国民健康保険法施行令】

（会長）

第 5 条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

【上越市国民健康保険運営協議会規則（昭和 46 年上越市規則第 20 号）】

（会長及び会長職務代理者）

第 2 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、会議の議長として議事を整理し、協議会の事務を掌理する。
- 3 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者が、その職務を代理する。

2 事務局案の提案

- ・円滑な議事運営を図るため、これまで会長を務められた宮越誠三委員及び会長職務代理者を務められた尾竹清隆委員に、引き続き会長及び会長職務代理者をお願いすることを提案します。

（敬称略）

委員区分	協議会の職名	氏名	所属団体
公益を代表する委員	会長	宮越 誠三	上越地区保護司会
	会長職務代理者	尾竹 清隆	新潟県社会保険労務士会 上越支部

上越市国民健康保険税条例の一部改正について (専決処分した事件の報告)

1 専決理由

令和4年度税制改正に伴う地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることを受け、国民健康保険税の課税限度額について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「19万円」から「20万円」にそれぞれ引き上げる。(第3条、第25条関係)
- (2) 改正後の第3条及び第25条の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

令和4年4月1日

4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」という。)を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」という。)を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税</p>

改 正 案	改 正 前
<p>義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険 条例の一部改正について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、これまでと同様に国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うため、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 第1条の規定による上越市国民健康保険税条例の改正内容

前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を行うため、必要な規定を整備する。（附則第20項関係）

(2) 第2条の規定による上越市介護保険条例の改正内容

前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免を行うため、必要な規定を整備する。（附則第17条関係）

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

4 上越市国民健康保険税条例及び上越市介護保険条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市国民健康保険税条例の一部改正

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>附 則 1～19 略 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免）</p> <p>20 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の</p>	<p>附 則 1～19 略 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免）</p> <p>20 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の</p>

改正案	改正前
減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1)及び(2) 略 2 1 略	減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1)及び(2) 略 2 1 略

(2) 第2条の規定による上越市介護保険条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免) 第17条 令和2年2月1日から <u>令和5年3月31日</u> までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第17条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1)及び(2) 略 2 略	附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免) 第17条 令和2年2月1日から <u>令和4年3月31日</u> までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第17条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1)及び(2) 略 2 略

5 国による財政支援

国民健康保険税及び介護保険料の減免において、国の基準による減免を行った場合は、令和2年度及び3年度は減免総額の10分の10の財政支援であったが、令和4年度については、減免総額の10分の4の財政支援になる見込みである。